健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる確認書

関東ＩＴソフトウェア健康保険組合（以下「組合」という。）と株式会社○○○○○○○○○○○○（以下「事業所」という。）は、両者間で令和　 年　 月 　日付で締結した健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書（以下「覚書」という。）に基づき、互いに提供される健康診査の結果が秘匿性の高い個人情報であることに鑑み、その提供方法、管理方法等について、以下のとおり合意し、確認する。

１．共同して利用するデータの項目

　　覚書の「２．共同推進」で定めた「（１）特定保健指導対象者情報の共有による事後指導」及び「（２）生活習慣病重症化予防事業対象者情報の共有による保健指導及び医療機関への受診勧奨」の各事業において、組合と事業所は以下のデータを共同利用する。

1. 特定保健指導対象者の氏名、被保険者番号、特定保健指導レベル（動機付け支援又は積極的支援）、受診状況
2. 組合が実施する生活習慣病重症化予防事業の対象者氏名、被保険者番号、対象事業名

２．提供の方法

１で定めるデータについては、組合が用意する安全なファイルの送付、共有、高セキュリティの利用環境にあるファシリティと監視体制のあるセコムあんしんエコ文書サービスにより、ファイルを提供する。紙その他電磁的記録媒体の郵送又はメールへの添付等によりファイルを転送してはならない。

３．提供の時期

　　１で定めるデータの提供の時期については、（１）は月末、（２）は事業の実施ごとに提供する。

４．管理方法及び廃棄処分

1. 事業所は、組合から提供を受けた情報について秘匿性の高い個人情報であることを認識し、施錠可能なキャビネット等で他の情報と区分のうえ厳重に保管する。電子データにて管理する場合は、関係者以外のアクセスを不可とする等の措置を講じ、データが不要となった場合は速やかに個人情報漏えいへの防止策を講じたうえで廃棄処分する。
2. 組合は、事業所から提供を受けた情報について秘匿性の高い個人情報である事を認識し、組合の定める個人情報保護管理規定に基づき、データの管理、または廃棄処分する。

５．その他

1. 組合は、データヘルス計画の推進に伴い新たな生活習慣病重症化予防事業を追加、もしくは既存の生活習慣病重症化予防事業を廃止する場合には、「コラボヘルス推進のお知らせ」（以下「別紙資料」という。）において別添資料を追加することで事業所に通知する。事業所は別紙資料を用いて、対象者情報を共有する生活習慣病重症化予防事業が追加または廃止になったことを被保険者に周知する。
2. 事業所は、周知に用いた「コラボヘルス推進のお知らせ」及び別紙資料をその証として組合に１部提出する。
3. 組合及び事業所は、本確認書に記載の事項を双方の役職員に遵守させ、当該役職員の退任、退職後についても個人情報の秘密保持義務を遵守させる。
4. 組合及び事業所は、本確認書を証とするため、２部作成し双方記名捺印のうえ各々１部を所持する。なお、本確認書に定めのない事項、及びその他疑義が生じた際はその都度、双方協議のうえ定める。本確認書は令和 　年 　月 　日より効力を生じ、覚書の解約まで有効とする。

令和 　年 　月 　日

関東ＩＴソフトウェア健康保険組合　　　　　 　○○○○○○○○○○株式会社

常務理事　近 藤 紀 一　㊞　　　　　 　　代表取締役　○ ○ ○ ○　㊞